



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)
号外 第 43 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職員の給与の特例に関する条例施行規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

職員の給与の特例に関する条例施行規則 (規則第36号)

1 規則の概要

給料月額が減額率が100分の10となる職員は、管理職手当の区分が1種又は2種とされている職にある職員とした。

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

職員の給与の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第36号

職員の給与の特例に関する条例施行規則

職員の給与の特例に関する条例 (平成15年島根県条例第15号) 第 1 条第 1 項第 1 号の規則で定める職員は、職員の給与の支給に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号) 第 6 条の 2 第 2 項の規定による管理職手当の区分が 1 種又は 2 種とされている職にある職員とする。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

